

ダイバーワークスタイル企業認証基準

《認証区分》

【ダイバーワークスタイル企業】

認証基準1～3までに該当し、かつ認証基準4～8までのうち、いずれか1つ以上該当する企業

【ダイバーワークスタイルゴールド企業】

認証基準1～3までに該当し、かつ認証基準4～8までのうち、いずれか3つ以上該当する企業

《認証基準》

1 安心して働ける職場づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 法令で対象とされるすべての従業員に対し、健康診断を受診させている
- (2) 仕事上の悩みやメンタルヘルス、ハラスメントについて相談できる体制があり、周知されている
- (3) 働き方に関する研修、子育て支援研修、介護支援研修等、従業員向けの研修を実施している
- (4) 企業向けの働きやすい職場づくりのための研修やセミナー等(市主催含む)に参加し、組織内における意識改革や理解促進に向けた取り組みを行っている
- (5) 保護者の働く姿を子どもが見ることができる「子ども参観日」や親子イベントなどを実施している

2 働きやすい制度づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 所定外労働時間縮減のためノー残業デーなどの取り組みを実施している
- (2) 時間単位の有給休暇制度を導入している
- (3) フレックスタイム制度やテレワーク制度を導入している
- (4) 多様な休暇制度(子どもの学校行事への参加、ボランティア休暇、不妊治療休暇など)を導入している
- (5) 安全や衛生面に配慮した誰もが使いやすい設備(ユニバーサルデザイン等)を導入している

3 仕事と家庭の両立に向けた支援

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 従業員に対し、休暇や保障などの制度に関する情報を積極的に提供している
- (2) 育児・介護等を理由に退職・休業した従業員を再雇用・サポートする制度がある
- (3) 法律に定められた期間又は回数以上の育児・介護休業が取得できる
- (4) 育児・介護などに関する制度(育児・介護休業、短時間勤務制度、所定外労働の免除など)の取得実績がある(過去3年以内)
- (5) ワークライフバランスを更に推進するため、アンケートやヒアリング、面談等を実施し、従業員の意見を経営者等が把握している

4 男性の育児家事促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 育児休業制度について従業員に対し情報を発信し、利用を促している
- (2) 男性の育児休業の取得実績がある(過去3年以内)
- (3) 男性の育児参加に関する休暇(パートナーの出産に伴う休暇、子育てに関わる休暇など)の取得実績がある(過去3年以内)
- (4) 男性の育児短時間勤務や子育て部分休暇の取得実績がある(過去3年以内)
- (5) ワークライフバランスや男女共同参画など、役割分担意識の解消に向けた研修を実施している

5 女性が活躍できる職場づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 女性の意見が反映される場を設けている(アンケート、女性社員同士の意見交換会など)
- (2) 女性の職域を拡大した実績がある(過去3年以内)又はすべての部署に女性を配置している
- (3) 非正規雇用労働者の女性を正規雇用労働者へ登用した実績がある又は過去に在籍した女性を正社員として再雇用した実績がある(過去3年以内)
- (4) 女性に現業務のレベルアップを図るための研修や職種の拡大・転換を図るような研修を受講させたり、資格取得の支援を行った実績がある(過去3年以内)
- (5) 女性の育児・介護短時間勤務や子育て・介護部分休暇の取得実績がある(過去3年以内)

6 障がい者の雇用促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 常時雇用従業員40人以上で法定雇用率(2.5%)を達成している(常時雇用従業員40人未満は1人以上雇用している)
- (2) 障がい者の実習生の受け入れをしたことがある(過去3年以内)
- (3) 従業員に対し、障がい者の特性に応じた研修を実施し、障がい者の理解促進に努めている
- (4) 障がい者に配慮した休暇・勤務形態(通院による休暇や時短勤務など)を導入している
- (5) 障がい者の負担を軽減する機械設備の導入や作業方法の改善等を行っている

7 高齢者の活躍促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 定年制を設けていない又は65歳以上の従業員が就労できる継続雇用制度がある
- (2) 高齢者の特性に配慮した雇用形態を導入している又は高齢者の就業意識の向上を支援するため研修を実施している
- (3) 高齢者の特性に配慮し、職域を拡大した実績がある(過去3年以内)又は業務を割り当てている
- (4) 高齢者のライフステージに合わせた休暇・勤務形態を導入している
- (5) 高齢者の負担を軽減する機械設備の導入や作業方法の改善等を行っている

8 外国人の雇用促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 外国人を1名以上雇用している
- (2) 外国人に合わせて多言語表示の業務用資料作成や、オフィスでのルール等を、絵やマークなどを用いて非言語で理解できるようにする等の工夫をしている
- (3) 外国人が地域住民や取引先と共生するために日本の文化・習慣(生活ルール・マナー等)を学ぶ場を提供している
- (4) 日本語能力テストの受験料を補助するなど、外国人の能力開発を支援している
- (5) 国籍を問わず、従業員同士が互いを理解し尊重し合える関係づくりにつながる機会を設けている